

緊急通報システム利用誓約書

私は、緊急通報システムの利用を申請するにあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 私は、設置（貸与）を受けた緊急通報システム通報機器（以下「通報機器」という。）を適切な管理の下に使用し、これを他人に譲渡し、貸付けし、又は担保に供するなど他の目的には使用しません。
- 2 私は、通報機器の設置（貸与）に伴う利用者負担額の決定通知を受け、市から請求があったときは、遅滞なく利用者負担額をつくば市に納めます。
- 3 利用者負担額の決定に際し、私の世帯の市町村民税の課税情報を閲覧することに同意します。
- 4 私は、通報機器の利用に係る基本料金、通話料金及び電気料金を負担します。
- 5 通報機器の設置（貸与）を受けるにあたり、延長配線工事等を必要とする場合には、その費用を負担します。
- 6 通報機器の保守点検を行い、故障による修理等が生じ、実費負担が必要なときは、その費用を負担します。
- 7 私は、私の不注意により、設置（貸与）を受けた通報機器の一部又は全部を破損し、又は紛失したときは、直ちにつくば市に申し出た上、責任を持ってこれを弁償します。
- 8 私は、次のいずれかに該当するときは、直ちにつくば市に届け出ます。
 - (1) 転出するとき
 - (2) 親族等と同居し、世帯状況に変更があったとき
 - (3) 福祉施設等に入所したとき又は医療機関へ長期入院したとき
 - (4) 通報機器を必要としなくなったとき又は利用を辞退するとき
 - (5) 申請書の内容（住所、電話番号、協力員等）に異動が生じたとき

9 私は、私自身から利用の廃止を申し出た場合のほか、私が次のいずれかに該当することが明らかなきときは、つくば市において、私の通報機器の利用を取消し、撤去することについて異論はありません。

(1) 利用対象者の要件に該当しなくなったとき

(2) 不正な行為により、通報機器の設置（貸与）を受けたとき

(3) この誓約書に違反したとき

(4) 利用者負担額の納入が滞ったとき

10 私は、私からの緊急通報に伴う救急活動により、緊急やむを得ず私の住居等の一部に破損が生じた場合は、その修復に要する費用を負担し、関係機関の責任を問いません。

11 万が一、充電切れや停電、電話回線の不都合等により、通報機器が使用できなかった場合についても、市に責任を問いません。

年 月 日

つくば市長 宛て

利用者 住 所
氏 名 (自署)
電話番号